# 令和2年度第9回庁議 会議録

[日 時] 令和3年2月12日(金) 10時~11時43分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者]市長、副市長及び各部局長

### [会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議題
  - (1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

会派説明報告について (企画部、総務部、市民環境部、教育委員会)

- 3 協議事項
  - (1) 新居浜市庁議規程について

(企画部)

- 4 連絡事項
  - (1) 令和3年度施政方針(案) について

(企画部)

(2) 令和3年度の組織機構について

(総務部)

(3) 女性参画率の向上について

(市民環境部)

- 5 その他
  - (1) 過疎新法制定による今後の留意事項について(企画部)
  - (2) 議会会議録について (議会事務局)
  - (3)業務等の効率化について(企画部)
- 1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会は2月22日開会予定である。

会派説明については、8日・9日の2日間開催され、そこでも質疑応答があったと 思うが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備する など、遺漏のない対応をお願いする。

本日の庁議は、12時に終了することを目標とする。

#### 2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

会派説明報告について(企画部、総務部、市民環境部、教育委員会)

市長

それでは、議事に入る。

「市議会定例会提出議案について」、議案に沿って、企画部、 建設部、総務部、福祉部、上下水道局、消防本部、の順で、説明 をお願いする。

なお、月曜日の「部課長会」での説明と重複するので、簡潔に、 要点のみを説明するようお願いしたい。

また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派 説明報告もお願いする。

なお、市民環境部及び教育委員会については、消防本部の説明 が終わった後に会派説明報告をお願いする。

企画部長

企画部からは、報告1件、条例議案1件及び予算議案10件及 び追加提出議案について説明する。

まず、報告第1号「専決処分の報告」については、新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種事業に係る一般会計補正予算第10号を1月22日に専決処分したもので、報告し、承認を求めるものである。

次に、議案第3号「新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市住宅新築資金等貸付事業について、貸付金及び借入金の償還期間が満了することに伴い、今年度末で特別会計を廃止するものである。

次に、議案第13号から議案第19号までの7件については、 令和3年度当初予算である。

令和3年度当初予算(案)の概要の1ページをご覧いただきたい。

令和3年度当初予算のポイントとしては、1点目は令和3年度が初年度となる「第六次新居浜市長期総合計画の推進」、2点目が子育てしやすいまちづくりと人口減少対策の充実・強化からコミュニティの活性化までの5つを重点事業としている。その内、新たに開始する高校生等の医療費無料化や愛顔の子育て応援事業費の拡大など、特に子育てしやすいまちづくりを最重点化したものとなっている。

2ページでは、長期総合計画の6つの目標と計画の推進につい

て、それぞれの代表的な事業を掲載しているので、後ほどご確認 いただきたい。

3ページ、令和3度当初の予算規模は、一般会計が、500億600万円で、対前年度比は、5億919万円、1.0%の減となっている。また、特別会計は、286億8,125万1千円で、3億4,659万8千円、1.2%の減となっている。

引き続き、令和3年度当初予算(案)について、会派説明の結果を報告する。

まず、未来を創り出す子どもが育つまちづくりでは、

小中学校 ICT 環境整備推進事業費については、支援員の配置や 学校の要望等の現状は。

子育て応援三世代同居促進事業費について、住宅取得とリフォームそれぞれどの程度見込んでいるのか。

高校生等医療助成費について、市単独ではなく、愛媛県に対して補助の要望等はしてないのか。

開始時期、対象となるのは18歳の誕生日までか。

学校給食センター建設事業について、地元の業者が参入できるよう考えてほしい。

目標2、健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくりでは 新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費について、どの 程度の期間で全市民の接種が完了する見込みか。

総合福祉センター整備事業について、修繕箇所が多くあると思うが、昨年度より事業費が減っているがどうしてか。

休日夜間急患センター建設事業について具体的な建設場所や 施設内容の案はできているのか。

目標3、活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出される まちづくりでは、

大島七福芋作付け拡大事業費について、新たな地域おこし協力 隊は決まっているのか。増産目標等の計画はあるか。

グリーンイノベーション振興費について、どういう基準か。 何社くらい登録されているのか。

目標4、安全・安心・快適を実感できるまちづくりでは、 道路緊急舗装等事業について、何か緊急性はあるのか。

目標5、人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくりでは、

コミュニティ施設整備事業について、実施する自治会はどのよ

うに決定するのか。

花いっぱいのまちづくり事業費について、川東地区での実施は 考えていないのか。

地域づくり促進事業費について、支出内容は。

目標6、人と自然が調和した快適に生活できるまちづくりでは、

ごみステーション適正管理推進事業費について、交付金 2,000 万円で具体的に何をするのか。自治会加入促進との紐づけを想定 しているのか。この事業が始まることで、自治会に加入しなくて もごみを捨てられるようになるのか。

計画の推進では、

個人番号カード交付金事業費について、現在の交付率は。

移住定住応援推進費について、移住者の定義は。松原町の移住 支援住宅は3年間しか居住できないが、その制度とのすり合わせ はできているのか。

また、歳入について、財産収入とは何か。臨時財政対策債が増加したのは交付税が減少したからなのか。また、国が全額負担してくれるのか。

といった質疑があった。

次に、議案第23号から議案第25号の3件については、令和 2年度補正予算である。

令和2年度2月補正予算(案)の概要の1ページをご覧いただ きたい。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響で未執行となる予定の事業等の減額をはじめ、東予港建設事業などの単独 事業、中小企業振興対策費などの施策費及び経常経費について、 予算措置を行っている。

この結果、一般会計では、4億6,175万4千円の減額、補正後の予算総額は660億7,218万1千円となり、対前年度同期比は、148億5,879万7千円、29.0%の増となっている。

また、特別会計では、後期高齢者医療事業特別会計で1千万円 の追加及び工業用地造成事業特別会計の繰越明許費の補正となっている。

2月補正予算(案)について会派説明では、特に意見等はなかった。

次に、追加提出の議案として、国の第三次補正予算に伴う事業 費の追加等について予算措置するため、令和2年度新居浜市一般 会計補正予算(第12号)を予定している。

#### 建設部長

建設部からは、一般議案1件、条例議案1件について説明する。 議案書の2ページから20ページ、議案第1号「市道路線の認 定及び廃止について」である。今回認定しようとする路線は、1 5路線、及び廃止が1路線である。

今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1127路線、総延長は約535Kmとなる。

次に、議案書の69ページ、70ページ、議案第10号「新居 浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について」である。

「道路構造令」の一部改正に伴い、交通安全施設に自動運 行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路の構造 に関する基準を定めるため、本案を提出した。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

#### 総務部長

総務部から条例議案1件、追加提出予定の人事議案3件について説明する。

まず、議案書の21ページ、議案第2号、「新居浜市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、職員の服務の宣誓について、押印に係る規定を廃止するとともに、対面による宣誓を不要としようとするものである。なお、この条例は令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案目次の欄外に記載している追加提出予定の人事議案 についてである。

まず、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任については、委員1名の任期満了に伴い、新たに委員を選任するため、議会の同意を求めるものである。

次に、新居浜港務局委員会の委員の任命については、委員1名の 辞任に伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるもの である。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員2 名の辞任及び任期満了に伴い、新たに委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものである。 次に、会派説明の報告であるが、「新居浜市の未収債権の滞納整理について」説明する。

その中で、水道料金で債権放棄の大口の予備軍といえる方は何人 ぐらいいるのか。 抜本的な対策はあるのか。 分割納付の期限は決まっ ているのか。 といった質問があった。

### 福祉部長

福祉部からは、条例議案6件について説明する。

まず、議案書の23ページ、24ページ、議案第4号「新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市総合福祉センターにおいて障がいに関する相談支援の事業を実施することにより、同センターにおける各種相談及び福祉情報の提供等の機能を強化し、利用者の利便性向上を図るため、本条例の一部改正をしようとするものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の25ページ、議案第5号「新居浜市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例」の制定については、本市の母子生活支援施設である新居浜市立清光寮が建築後約50年を経過し、老朽化が著しく耐震性にも問題があり、運営の継続が困難であることから、新居浜市母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の26ページ、27ページ、議案第6号、「新居 浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定につい ては、子ども医療費の助成対象を18歳に達する日以後の最初の 3月31日までに拡大することにより、保健福祉の増進と医療費 負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、条例の一部を改 正するものである。

なお、この条例は、令和3年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の28ページ、29ページ、議案第7号、「新居 浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について は、法律の改正に伴う条文の整備及び、国民健康保険法施行令の 一部改正に伴う国民健康保険における所得割額の算定基準及び 平等割、均等割の減額基準を改正するものである。 なお、この条例のうち、第5条の2の改正規定は公布の日から 施行し、その他の規定は、令和3年4月1日施行とし、令和3年 度分以降の保険料について適用したいと考えている。

次に、議案書の30ページ、31ページ、議案第8号、「新居 浜市介護保険条例の一部を改正する条例」の制定については、介 護保険法第117条の規定に基づき3年ごとに行う介護保険事 業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令の改正を踏まえた、令 和3年度から令和5年度までの保険料率の算定方法等の見直し を行うため、及び算定に関する基準の特例を定めるため、条例を 改正するものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の32ページから68ページ、議案第9号「新居 浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部を改正する条例」の制定については、「指 定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等の一部 改正に伴い、「新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準等を定める条例」のほか、三つの条例の一部を改 正しようとするものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

#### 上下水道局長

上下水道局からは、条例議案1件、予算議案4件について説明 する。

まず、議案書71ページ、72ページ、議案第11号、「新居 浜市上下水道事業運営審議会条例」の制定については、平成31 年度から地方公営企業法を適用し、あわせて組織統合により上下 水道局として同一の組織の中で一体的に業務運営を行っている が、今後、厳しい経営環境が予想される中、上下水道事業の健全 な事業運営に資するため、水道事業及び公共下水道事業の運営に 関する重要な事項について、学識経験者や上下水道使用者など外 部から審議していただく機関として、上下水道事業運営審議会を 設置するため、条例を制定しようとするものである。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第20号、「令和3年度新居浜市水道事業会計予算」

について説明する。

概要としては、資料の「令和3年度企業会計予算概要」にあるように、業務の予定量については、給水戸数は前年度比535戸増の55,948戸、年間給水量は、1.6%増の1,287万1,478㎡、年間水道料金収入は、0.5%増の16億42万2千円となっている。

建設改良費は、前年度比 18.6%減の 11 億 9,054 万 3 千円を予 定している。

2の重点項目では、滝の宮送水場場内配水管整備工事1億2千万円のほか、表に記載の送配水管布設工事等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。

左端、水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益 19億4,712万円に対し、事業費用は18億5,054万8千円で、収支差引は9,657万2千円の利益を見込んでおり、消費税等を除外した予定損益計算書による純利益は4,191万1千円を見込んでいる。

「資本的収入および支出」は、5億6,130万円の収入に対し、 支出は15億7,058万3千円で、差引不足額10億928万3千円を 損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。

次に、議案第21号、令和3年度新居浜市工業用水道事業会計 予算について説明する。

「業務の予定量」については、給水事業所は前年度までと変わらず住友企業3事業所だが、年間給水量は、3.1%増の1,537万8千㎡で、建設改良費は、10.1%増の2億714万7千円を予定している。

重点項目では、昨年度に引き続き管路耐震化対策を進める北新町配水管布設及び耐震補強工事に8,200万円を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。

真ん中、工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」であるが、事業収益 2 億 4,969 万 2 千円に対し、事業費用 2 億 4,072 万 6 千円で、収支差引は 896 万 6 千円となっており、予定損益計算書による純利益は 501 万 7 千円を見込んでいる。

「資本的収入及び支出」については、5,681万円の収入に対し、支出は2億1,159万3千円で、差引不足額1億5,478万3千円を、損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。なお、資本的支出が前年度と比べて大幅な減少となっているのは、公共下水道事業会計への長期貸付金3億8,980万円を昨年度、計上していたことによるものである。

次に、議案第22号、「令和3年度新居浜市公共下水道事業会計予算」についてである。

業務の予定量については、下水処理戸数は前年度比 360 戸増の31,960 戸、年間総処理水量は、2.0%増の910 万9 千㎡、年間下水道使用料収入は、4.3%増の14億3,870 万円となっている。

建設改良費は、前年度比 50.8%減の 16 億 1,095 万 6 千円を予 定している。

重点項目では、管渠敷設事業6億500万円のほか、表に記載の 下水処理場及び雨水ポンプ場改築事業等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。

右端、公共下水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益38億4,790万5千円に対し、事業費用は37億5,563万2千円で、収支差引は9,227万3千円の利益を見込んでおり、予定損益計算書による純利益は95万7千円となる見込みである。

「資本的収入および支出」は、24億6,720万円の収入に対し、 支出は38億8,080万6千円で、差引不足額14億1,360万6千円 を損益勘定留保資金等で補てんすることとしている。なお、資本 的支出が前年度と比べて大幅な減少となっているのは、汚水処理 施設共同整備事業の減などによるものである。

最後に、議案第26号、「令和2年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)」については、国の令和2年度第3次補正予算に伴い、社会資本整備総合交付金事業に関する内示を受け、資本的支出に建設改良費2億2,500万円等を追加するものである。

内容としては、令和3年度に予定しておりました管渠、ポンプ 場及び処理場の建設改良事業の一部について繰り上げて実施す るものである。

国の予算内示に関連した補正と合わせて、継続費の補正のうち、「雨水ポンプ場改築事業費」については、令和元年度から2年度までの2年間の継続費を設定して事業を進めてきたが、松神子雨水ポンプ場において、排水ポンプのオーバーホールを実施する中で、想定以上の腐食が発見されたことにより、令和2年度中の完成が見込めなくなったため、令和3年度まで期間を1年延長するものである。

消防長

消防本部からは条例議案1件について説明する。

議案書の73ページから75ページ、議案第12号「新居浜市 火災予防条例の一部を改正する条例」の制定についてである。

本議案は、関係省令の一部改正に伴い、対象火気設備等のうち、電気自動車などの充電に使用される急速充電設備の全出力の上限が、今までは50キロワット以下だったものが、200キロワットまで拡大し、あわせて、火災予防上必要な基準等の整備をはじめ、50キロワットを超える設備を設置しようとする場合は届け出を義務付けようとするものである。

また、この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がなされている急速充電設備については、従前の例によるものとする経過措置を規定している。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

#### 市民環境部長

市民環境部からは、「コミュニティの再生について」会派説明の結果を報告する。

自治会に入っていない人にどのようにアプローチするのか。自 治会を何とかするのが一番ではないか。連合自治会はどうするの か。モデル事業 2 校区をどのように選ぶのか。コミュニティセン ターかすることで社会教育は生涯学習事業となるのか、地域まち づくり組織に地域のサークル団体も入れるのか。組織を作るに当 たり人数制限はあるのか。理事会と総会はどのようなイメージ か。公民館の主事・主事補は市の正規職員となるのか。地域運営 組織と自治会との兼ね合いはどうなるのか。市の職員が公民館に 配置されることになるのか。コミュニティセンターの所管は市長 部局へ移るのか。新しい組織には同じメンバーがそろうと考えら れ、価値観を押し付けない風土づくりをして会を進めてほしい。 地域運営組織の予算はどうなるのか。などの質疑があった。

# 教育委員会事務局 長

教育委員会からは会派説明の結果及び他1件について報告する。

学校給食センター建設事業について会派説明を行った。パブコメ時からの建設工事費の上昇理由、建物の延べ床面積の増加理由について、隣接地の民間施設について、アレルギー対応について、配送校の改修費は、今回の予算の中に含まれているのか。などについての質問があった。

次に、追加提出予定の専決処分の報告(和解及び損害賠償の額の決定)については、図書館の移動図書館「青い鳥号」の接触事故についてであり、示談が長引いていることから、書類が整い次第追加提出するものである。

市長

先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。

原副市長

議案第1号、道路の廃止というものはあまり無いがこれはどう

いうものなのか。

建設部長

すでに認定の路線が開発が延びた道路であるが、市道認定の基で、市道に接していないといけないという関係で、新たに延びた開発道路が市道に接していないので、一度現在の市道路線の認定を廃止して、それぞれ2つに分けて認定した。

建設部長

令和3年度の当初予算について、予算要望の際に、マイナス5パーセントシーリングということであったが、今回の予算を見ると、全体的にマイナス1パーセント減である。建設部を含め他も例外なく5パーセント減で要望したと思うが、このあたりについて可能な範囲で説明をお願いしたい。

企画部長

各部局5パーセント減で要望していただいた。ただ、5パーセント減以外の要因というものが、政策会議や新たなもの、例えば、給食センターの建設等、金額の大きいものが、当初の内示後のプラス材料としてかなりの金額があった。また、皆さんのご協力で最終500億円を切る当初予算を組めたのだが、最後にワクチン接種が4億円程度あり、500億円を超えることとなった。それでも、財政調整基金は非常に厳しい状況であることには変わりなく、今回各部局5パーセント減していただいたおかげで、これで収まったという状況である。3か年内示以降の新たな事業が大きかったということでご理解いただきたい。

加藤副市長

当初予算で、新規事業と廃止事業はそれぞれ何件あるのか。調べていただきたい。スクラップアンドビルドの考えでやっているので、ビルドばかりで、スクラップが無いようであれがどうしようもない。

企画部長

この後協議する。

市長

ワクチンは順調にいっているのか。

原副市長

準備は想定をしながら進めている。報道にあるように、医療関係者の先行実施は来週労災で始まる。その他、高齢者向けの印刷物や会場等について医師会とともに協議しながら固めていると

ころである。

危機管理統括部長

来週火曜日に本部会を開催する。主な議題はワクチン接種である。

市長

かなり混乱すると思うので、かなり詰めておかないといけない。

## 3 協議事項

#### (1) 新居浜市庁議規程について(企画部)

市長	続いて協議事項に移る。

「新居浜市庁議規程について」企画部から説明をお願いする。

企画部長

庁議について、画面に表示のとおり

新居浜市庁議規程第1条で、設置目的は、「当市行政執行の最高方針の決定に当たって重要事項を審議するため新居浜市庁議 (以下「庁議」という。)を置く。」とされている。

ただ、以前より、庁議の在り方について、議論があり、今回見 直しを行ったので説明させていただく。

現在の規程では、庁議で審議して決定するという表現になっているが、あくまでも決定をするのは、市長であることから、方針決定に当たって重要事項を協議する場と見直しを行いたいと考えている。

なお、これにあわせて、今後、政策会議についても、規程の見 直しを行う予定にしている。

ご意見をお願いする。

市長

先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。

加藤副市長

協議にすることによって、皆さんがいままで経験して思ったような意見をどんどん出していただきたい。最終決定は市長ということは明確なので、今日もそうであるが、一方的になると何のために貴重な時間をとって皆さんに集まっていただいているか、ということになるので、どんどん意見を出して、こんな問題がある

のではないか、とか、別の部局からも法律もあるよ、など、など 意見を出し合って、問題をひとつひとつ潰していく場とすること がベターだと思う。これについても、皆さんの意見を、今までの ほうがいいのではないか、とか、これでいいのではないか、など 出していただきたい。

市長

規程を変えることは良いか。特に意見はないようなので、この 通り変更することとする。

# 4 連絡事項

# (1) 令和3年度施政方針(案)について(企画部)

市長	続いて連絡事項に移る。	
	次に、「令和3年度施政方針(案)」について、企画部から説明	
	をお願いする。	
企画部長	「令和3年度施政方針(案)」については、各部局において既	
	に確認をいただいているが、議会日程の都合から本日中に総務課	
	へ提出する。今一度ご確認いただき、変更点があれば、本日13	
	時までに紙ベースで修正し、総合政策課まで提出くださるようお	

# (2) 令和3年度の組織機構について(総務部)

願いする。

市長	次に、	令和3年度の組織機構について、	総務部から説明をお願
	いする。		

# 総務部長

令和3年度組織機構の見直しについて説明する。

組織機構については、先月1月15日開催の行政改革推進委員 会において、協議、決定していただいたが、その後、変更、追加 があった箇所について説明する。

新旧対照表の朱書き部分が見直し部分となる。

4ページ、経済部だが、運輸観光課については、観光協会及び 物産協会の一元化を踏まえ、更なる観光物産の振興を図るととも に、地域公共交通の活性化を図るため、観光物産課と地域交通課 に分課する。係についても、観光物産課に企画係と振興係、地域 交通課に運輸企画係と渡海船係を設置する。

以上、現行の10部77課2班227係を10部78課2班2 28係体制に改めるものである。

市長

先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。

### (3) 女性参画率の向上について(市民環境部)

市長

次に、女性参画率の向上について、市民環境部から説明をお願いする。

### 市民環境部長

市民環境部から「女性参画率の向上について」先に配布している資料に沿って説明する。

1ページ目は、今年度計画策定に取り組んでいた第3次男女共同参画計画だが、パブリックコメントを経て、昨年中にまとまり、現在冊子の印刷を進めている。

令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする本計画では、男女共同参画の推進と多様性の尊重などを基本として、黄色で示している6つの主要課題と、それぞれの主要課題に対する具体的施策と、その数値目標を掲げている。

2ページ、先ほどの具体的施策の中で、市民環境部として令和3年度から特に力を入れて取り組んでまいりたいと考えているものが、審議会等委員への女性登用の取り組みであり、令和元年度、28.8%という数値を中間年の令和7年度に40%、最終年度の令和12年度に50%という数値を目標としている。

参考の部分だが、極端な例として、現在のあて職以外の委員をすべて女性にした場合は女性登用率は70.2%なり、50%という数字は決して不可能なものではないと考えている。また、全審議会で女性を1人増やした場合には4.7%増加するが、たちまち令和3年度中に改選が予定されているのは37審議会等で、女性を一人増やすことにより令和3年度は30.4%となることから、まずは段階的に取り組んでまいりたいと考えている。

3ページ、前第5次長期総合計画においても、女性の参画率を 50%とすることを目標値として取り組んできたが、残念ながら 女性の割合は、平成20年度以降は横ばいの状態となっている。 一方で女性の委員の人数は増えているが、この点は行政への市民 参画の向上ということで、審議会自体の数が増えてきていると思 われ、このことも女性の参画率に影響している。

その中で、下段の「重点審議会等」として、女性委員のいない 審議会が全体124審議会中24の審議会があり、約2割を占め ている。また女性の参画が得られやすい定員20人以上の大規模 な審議会は19審議会あり、19審議会で全委員数の52%を占め ているが、女性の登用率は22.4%となっており、この辺りを 女性参画率向上のターゲットとしたいと考えている。

次に4ページ、本日1枚別に配布した資料をご覧いただきたい。 県内11市の女性参画率の状況である。新居浜市は県内で4位、 1位の松山市と10ポイント差となっている。松山市は任意の審議 会を除いた数値となっており、同様の基準に置き換えると右側の 25.2%となり、14ポイント差とさらに差が開く結果となる が、中間年の40%という目標を達成できれば県内1位が見えて くるものと考えている。ちなみに、資料にはないが、国は全省庁 平均40.7%となっており、法律に基づく121審議会が対象と なっている。

5ページ、女性参画率向上のためには、まず取り組みの意識を変えていただくために、中段にあるとおり、具体的な目標として、女性のいない審議会をなくす「脱ゼロ」、現状より1人以上女性を増やす「プラスワン」、この2つを目標として掲げ、推進していきたいと考えており、その一環として、上段の「新居浜市審議会等への女性の登用促進要綱」を全面的に見直すとともに、あわせて、市民に対する広報啓発にも力を入れたいと考えている。

最後の6ページ、要綱の見直しの考えを示したものである。これまでは、各部局で委員の選任が済んだ後で、市民環境部長の合議を求めるものであったが、委員の推薦や就任を依頼する段階で事前協議をお願いし、担当課から依頼先へ女性の登用を積極的にお願いいただき、また、その結果について、今後の登用計画等を示していただくような手続きを考えており、詳細については、改めて庶務担当会議を通じて、庁内に周知を図りたいと考えている。

いずれにしても、審議会等への女性の登用促進については、組織の見直し、報酬の問題等々、その他全庁的な取り組みを必要とする課題があるが、まずは「脱ゼロ・プラスワン」ということを

全庁的な取り組みとするため、各部局のご協力をお願いする。

市長 先ほどの説明に対し、何か質問等はないか。

加藤副市長 女性の実人員はどれくらいか。

市民環境部長数字は拾えていない。

加藤副市長 最大でどれくらいされているのか。アバウトで良い。

市民環境部長 100はいっていないと思う。

加藤副市長 そのためにも男女共同参画課のほうで、女性のリスト、委員に なるリストをデータベース化するなど考えていただいて、そこか らピックアップしてもらうなど考えていかないと難しいのでは

ないか。

市民環境部長
女性の人材バンクを考えている。同じところにいくつも重なる

ので、それでは新しい人のポジショニングにもつながらないの

で、人材バンクによって機会を作っていきたい。

市長 615人という女性の委員数だが、松山よりも多いがこれは何

か。

市民環境部長任意の審議会が多い。

市長 50%は本当にできるのか。

市民環境部長あて職になっているのは、やむを得ないとしても、あて職以外

の委員をすべて女性にした場合は女性登用率が70%となるの

で、おそらくできるのではないかと考える。

市長 国は今いくらなのか。

市民環境部長 国は40.7%である。

市長
国の男女共同審議会の目標値はいくらか。

市民環境部長 国は40%以上60%以下とすることを目標としている。

令和2年度までの目標であり、中間でいうと50%となる。

市長 それで今が40.7%ということか。

それは正式な審議会か。

市民環境部長法に基づく審議会である。

市長
そちらにしないといけないのではないか。

市民環境部長 そちらにした場合は先ほど説明したとおり、資料の右側の数字

になる。

市長すべて半分にしたらよい。

候補者名簿を作成してもらって。

原副市長確かに市民環境部以外で、地方創生の関係でも、若いお母さん

といろいろなつながりを持っていたり、当然福祉部もある。連携 しないと市民環境部だけでは、固定でいつも同じところに声をか

けることになる。

加藤副市長 全庁的な話である。

教育長 審議会はだいたいあて職になるのか。

会長ではなく副会長でもなく、一般の方の推薦を、とか、こち

らからこの団体の女性という指定は難しいのか。

市民環境部長 長というあて職の求めかたと、どこかの団体というところまで

でとどまっているものがある。長となると難しいところもあるが、団体という求め方であればその辺りももう少し女性の参画の

余裕があるのではないかと考える。

市長 あて職も入れて50%か。

市民環境部長	あて職も含めてである。		
加藤副市長	考え方がオーソライズするという考え方であれば、長というとになる。意見をもらうということになれば、実際に動いてい人になる。その辺のことを考えながら、データベースを作ってさんに選択してもらえるように。別に新居浜市の人に限らない松山の大学の先生や建築であれば一級建築士で女性の方はこいう人が居ます等、いると思うので。		
市長	市の管理職の登用の目標はないのか。		
市民環境部長	計画には入っている。明確な数字が今わからない。		
市長	人事異動の関係もあるので、現状と目標値を教えていただきた い。		
原副市長	国は今2020年代早期に30%程度にということで、第5次の男女共同参画計画に入れている。		
市長	全体の職員数がどうかによる。		
加藤副市長	分母が多かったらなかなか率があがらない。		

# 5 その他

# (1) 過疎新法制定による今後の留意事項について(企画部)

企画部長	現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度末をもっ
	て期限を迎えるため、現在、新法制定に向けて、国会各党各会派
	による法案の調整等が行われている。
	新法の具体的な内容(指定要件、重点分野、支援措置等)に関
	する今後の留意事項等について、先般、愛媛県から情報提供があ
	ったので、報告する。
	まず、「1過疎新法における過疎指定地域」については、一部
	過疎である新居浜市(旧別子山村)のほか、松山市(旧中島町)、

四国中央市(旧新宮村)の3市について、財政力要件(財政力指数:0.64以下)を満たさないため、卒業団体(過疎指定されない)となる見込みである。要するに過疎指定されない。ただし、過疎対策事業債に関する経過措置が6年間適用される見込みである。

次に、新過疎計画の策定スケジュールについてである。

過疎債借入のためには、新過疎計画(旧別子山村地区)の策定が必要となるので、本年4月の過疎新法施行以降に計画策定を行うことになるが、大変、タイトなスケジュールとなるので、今年度内に準備に取り掛かる。

なお、過疎債上限額が50%まで段階的に減額されることも予測されることから、財源確保のため、合わせて辺地計画(保土野地区)も策定し、両計画の来年9月市議会への上程・議決を予定している。

また、過疎計画の内容について、人材の育成・確保、多様な分野でのデジタル化、新技術の導入等が重点分野として位置付けられるほか、目標の設定やフォローアップの仕組み等が追加される見込みである。

今後、新過疎計画等の策定に向け、庁内共通認識をもって、準備を進めていくので、対応方よろしくお願いする。

加藤副市長

その際の事業費のボリュームは、いままでの過疎計画だと、新 居浜市だと1億円程度だったと思うが、ボリュームについて考え る必要があるのか。

企画部長

今の情報では、過去3年間の平均になるのではないか、ということである。ただ、新居浜はこの3年が少ない。その区切りが今年を入れての3年なのか、ということは出ていないのだが、1億円程度くらいしかないのではないかという予測している。

市長

それも6年でだんだん減っていくのではないのか。

企画部長

そうである。

市長

辺地計画もこれに合わせているのか。

企画部長

それも使って財源確保という考えである。おそらくそんなに金

額的には難しいと考える。それも含めて計画は作る。

加藤副市長

山村振興計画はどうなのか。

あれの中でやれば、財源は過疎を充てるということになるが、 別枠なのか、一般の分とは別枠にしてくれるのか等、その辺も含 めてよくみていただきたい。

市長

企画部でよく検討していただきたい。

# (2) 議会会議録について(議会事務局)

# 議会事務局長「議会会

「議会会議録」について、これまで、全部局長に毎回配布していたが、ホームページ上で公開しており、容易に過去の質問検索等もでる。今後、ペーパーレスへと導いていきたいとの意図もあり、次年度から印刷部数を減らし、各部局長へは配布しないので、宜しくお願いする。

なお、市長・副市長、所管の総合政策課などには、引き続き配 布する。

ご理解宜しくお願いします。

市長

やめるのではないのか。部数を減らすということか。やめてもいいのではないか。

議会事務局長

印刷部数を減らすということである。段階的に徐々にやめてい きたい。

法律上、会議録は必ず作らないといけないとなっている。ただ し、電子媒体でも構わないと思う。

市長

将来的にやめるように検討をお願いする。

#### (3)業務等の効率化について(企画部)

#### 総合政策課長

先般開催された、令和2年度第2回新居浜市行政改革推進委員 会において、新しい行政課題に対応するための時間と余力の確保 が必要であるという話があった。

庁議終了後に、総合政策課より業務の見直しを行っていただく

よう通知をするので、対応をお願いしたい。特に話があったのは、以前は必要であったが、今は開会の必要がなくなった会議の実施、契約負担行為・変更・支払いなどすべての行為において、金額のみですべて同じ決裁区分にすることの必要性、現在の決裁権者の金額設定の変更の可能性などについても十分検討していただき、可能な限り業務の効率化に努めていただくようお願いする。

なお、報告等を求めることは考えていない。期限も定めていないが、趣旨をご理解いただき、各部局長・各課所長のイニシアティブをとっていただき可能な限り早期に業務の効率化に取り組んでいただきたい。

### 加藤副市長

今年の夏に、サマーレビューとして、全事業がどうなっている のか伺いたいと考えている。新しい担当も含めて準備をお願いす る。

人件費等は別だが、一般の事業は始期と終期を明確にしていただきたい。そうでないとスクラップアンドビルドの考え方にならない。今後の話になるが、既存の事業もそういうことを考えていただきたい。ずっと続けないといけないものもあることは承知しているが、特に政策的な事業については始期と終期を考えていただきたい。

市長

他に何か連絡事項等はないか。 以上で令和2年度第9回庁議を終わる。